

金提案についての 河野國務相に対する

説明の模様について

40. 1. 16

外 務 評

本日より10時開始の河野閣議に出席し、外務省 高橋秀事官及び

水産庁和田次長は、河野國務相及び辛野代議士に

対し、金提案についての事務当局意見と別紙について説明し

た。その模様は、墨田アール向比奈評長からの電報連絡

によれば次のとおりである。

1. 韓日の金銀協定は出席はしなかった。但し、本日より河野、金会談が行われる模様である。

2. 本日は博業肉造りを中心に行われ、土壌肥料の業績等の実情につき詳しく説明が求められ、又一年毎に期間

を区切る日ソ博業方式と同様な協定の作り方につき技術的意見を求められた。(日ソ式協定の作り方については

外務省に於いて直ちに検討を開始しており、去冬迄河野國務相に報告するに当たっている。)

3. 請求権問題については、事務的意見と参考とは同一で
（程々の感とで、広瀬大蔵官が、「4月10日からは会議
再開出席のため来日する金大使と何等かの事を検討する
と思われ、先方の去方と見と、慎重検討する必要がある、
旨説明したと云う。何野閣僚は、「総理の了解をとり、
下総理と交渉を進めたいのである、事務的判断の介入
するとは出来ない。」と述べ、何等かの構想を持つよう
な配である。特に、

拿捕艦船請求権及び固有艦船請求権については

先方の艦船請求権と相殺したい。

と考へておる旨を述べた。

なお、文化財については、事務局が事を「米連へは通知」と
置き換へられた。

4. 全般的に非常に高いところの意見からいへば、特に

擧げ問題が中心となっており、請求権問題については、

総理閣僚の協議と打合せの上、処理されるものと懸念

される。

以上 本日の議程の報告の件。

1. 高村代表に対しては、合議事及びこれに付する動きに
ついでに、同日の議程として、「(七) 方針の件。」との
ことである。

2. 18日の公式合議は形式的なものであり、事件とは
無関係に進められる。

との進捗であった。

これは、高村の合議と事件に進展がなければ

進捗しないこと、及び 18日の合議前後の時間には

本日の内容を広瀬が本官の理問の旨にあらためて

説明するものと申す。先方了解のこと。